

会津美里町告示第 15 号

会津美里町公共施設検討有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成 25 年 4 月 1 日

会津美里町長 渡 部 英 敏

会津美里町公共施設検討有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 会津美里町役場庁舎及び公民館（以下「町庁舎等」という。）の施設整備等に関し、必要な事項について専門の見地から検討を行うため、会津美里町公共施設検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 町庁舎等に係る施設整備方針に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 有識者会議は、学識経験を有する者 5 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、町庁舎等に係る施設整備方針に関する検討結果をまとめ、町長に報告するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 有識者会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を行う。
- 4 有識者会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合は、町長が招集する。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、開催記録の公開をもってこれにかえることができる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の報償)

第 7 条 第 3 条に定める委員が有識者会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払うことができる。

(庶務)

第 8 条 有識者会議の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、町庁舎等に係る施設整備方針に関する検討結果をまとめ、町長に報告することをもって、その効力を失う。